

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更）」【8】
2. 日 時 : 令和3年10月15日 16時30分～17時45分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
関企画調査官◎、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、岩野調整係長

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力電気計装グループ課長◎ 他10名◎
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について
「緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁のニシウチです。それではこれから川内原子力発電所の緊急時対策所式気象に伴う変更に係る現象施設保安規定変更認可申請に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:16	よろしく申し上げますそれでは九州電力の方から説明をお願いします。
0:00:23	はい、九州電力のイノウエです本日お配りしている資料は一部でして、資料1として緊急対策所識者の設置に伴う変更補足説明資料の意識をお配りしております。この中で、今回のヒアリングを受けまして、
0:00:38	補足説明資料右下ページ211ページですけれども、補足説明資料7としましてその他不測事項という項目をさらに作っております。
0:00:48	簡単に中身項目だけ、ご紹介いたしますと、
0:00:53	1 ぽつとしまして緊急時対策所用発電者に関する警報監視についてということで、お茶警報、どういった方が官邸に換算するかというのを記載しております。
0:01:03	2 ポツにつきましては、緊急時対策所指揮所設置に伴います有毒ガス防護への影響はないかどうかっていう説明をしております。3 ポツにつきましては緊急時対策所、指揮所の立ち上げに関わる要員についての御説明です。
0:01:18	4 ポツにつきましては緊急時対策所指揮所設置に伴う重大事故等対策の有効性評価への影響ということで記載してございます。コガ赤字で書いてます5ポツの火山事象における換気空調系の停止についてということで、追加させていただいておりますので、こちらにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。
0:01:40	電力ミヤモトでございますが253ページの5ポツ、火山について御説明させていただきます。
0:01:48	本程度。
0:01:49	読ませていただきますけれども、本店の添付2、
0:01:52	その中で、
0:01:55	3ポツ、3ポツの火山影響等発生時乙A、
0:01:59	なお、3ポツ4手順書の整備における以降機構
0:02:06	置いて空調系の停止について記載しております記載内容は以下の通りでございます。
0:02:15	4ページで20514ページですけれども、以降につきましては、工事計画へ注入された内容でありまして、
0:02:23	火山事象における大気汚染に対して、
0:02:28	研究室地対策所、指揮所使用時の
0:02:32	降下火砕物の侵入防止として空調停止伝播しています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	一方多量の降下火砕物の降灰時の対応としてからまでの一連の基準を定めて定めておりました、
0:02:48	そのうち緊待所使用時。
0:02:50	居住性の確保に対しまして機構で定めております。
0:02:59	空調停止の対象設備につきましては、
0:03:03	居住性の確保のために居住エリア排気を取り入れる空調である。
0:03:09	緊急時対策所非常用空気浄化ファン、
0:03:13	その他の一般エリアを換気する。
0:03:17	緊急時対策等を
0:03:19	給気ファン排気ファンをしております。
0:03:23	外部火災につきましてもばい煙、有毒ガスの発生に対して蒸気の移行。
0:03:31	と同様の
0:03:32	同様に工事計画で抽出された内容を示して／日今回追加しております。
0:03:44	説明は以上になります。
0:03:50	はい原子力規制庁のニシウチです。
0:03:55	じゃあ、それでは、
0:03:58	まずは今ちょっと具体的に説明された5報つの火山事象の話からでそれを一通りやった後にちょっと項目だけ説明いただいている1から4-1大塚4ポツの話をちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:04:13	まず5ポツ、213ページの5ポツ、火山事象における部分なんですけど。
0:04:21	正確に114ページから貸せません114ページからなんですけども、
0:04:28	まず、工事計画で抽出された内容って書いてあるんですけど、そもそもこれ許可段階では具体的にどういう記載というかどういうことを許可事項にしていたかっていうところから説明をお願いしたいんですけど。
0:04:42	許可時の市申請書なり、時許可元本とか使って説明とかできますかね。
0:04:50	はい、少々お待ちください画面を共有させていただきます。
0:04:59	規制庁ニシウチですけど、よければ
0:05:02	今手元に
0:05:06	款ポンとかを用意しているのでその間ぼん側のページとか模様記載していただけると幸いです。
0:05:12	はい、承知しました。
0:05:15	少々お待ちください。
0:05:23	はい。
0:05:35	和歌山ておりますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:40	規制庁ニシウチですけど、画面共有をされてなさそうですねセキ体調されてますか。
0:05:48	議案ですかね。
0:05:52	今されました。
0:05:54	そうですね今こちらでも確認できました。一応映しながらちょっと具体的な該当部分ちょっと簡単に読み上げていただきながら説明をお願いしたいんですけどよろしいですか。
0:06:06	はい、承知しました。
0:06:09	担保につきましては 70 本文の 70 ページになります。
0:06:15	ゴムの 70 ページですけれども、aSA設備に対して記載をしております、
0:06:22	こちらの中で、
0:06:24	外部事象に対して、
0:06:27	外部人為事象に対してというところで火災の
0:06:32	セキばい煙
0:06:36	INPOを考慮しなさいというふうに書いております。本部についてはこのぐらいの記載になっておりまして、
0:06:43	添付 8 の中で、
0:06:53	すいません少々お待ちください。
0:07:40	しました観点根本の添付 8 の記載ですけれども、
0:07:45	8-1-457 ページになります。
0:07:51	こちらで外部火災のうち、
0:07:54	(5)で日赤影響のばい煙等について説明をしております、
0:08:00	ちゃんと次のページ、またからですけれども、
0:08:04	こちらで中央制御室
0:08:07	緊急時対策棟空調
0:08:12	系統については、外注取り消さ万事
0:08:16	の室内に滞在する人員の環境劣化を防止のために、
0:08:21	酸素濃度二酸化炭素濃度、
0:08:24	の影響評価をすることで、安全機能を損なわない設計とするというようなことを記載しております。
0:08:31	こちらの記載から公認においても、そちらの
0:08:37	先ほどの
0:08:44	空調停止を
0:08:49	規制庁ニシウチですけど、一旦許可までと一旦止めて質問してもいいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:56	はい、よろしくお願いします。ちょっとまず今本文と添付パッチ療法説明されたと思うんですけど、本文のほうはSs設備に関しての記載を説明されて店舗値のほうだとDB設備としてのほうの説明。
0:09:13	のところをなんか説明されたように感じたんですけど。
0:09:17	間違ってますか。
0:09:19	間違っておりませんすみませんちょっと見合わせる課長そうですねはい。まず緊急時対策所ってあの設計基準対象施設等重大事故等対処施設と二つの側面があると思うので、それぞれまず分けていくことと説明をいただいてもいいですか。
0:09:34	はい、了解しました。
0:09:37	まず、すみませんそしたらマージンはSA設備の観点から説明させていただきます。
0:09:51	先ほどの本文に書いてある、先ほど本部のご説明させていただいた箇所が
0:09:59	精製設備に対する記載についてでございます。
0:10:04	添付 8 につきましてですけれども、
0:10:08	添付 8ー
0:10:23	私も、
0:10:24	還付で言うと 8ー1ー18 ページになります。
0:10:29	これ設備の多様性だっって多様性位置的分散について記載しておりまして、
0:10:34	その中でも、
0:10:37	外部人為事象につきましては、火災の二次的影響ばい煙
0:10:43	及び有毒ガスについて考慮しますしなさいとします。
0:10:47	いうことを記載しておりますSAについてはこのぐらいの記載に許可についてはなっております。
0:10:55	続きまして日についてですけれども、
0:10:59	すみません。一旦SAで切ってもいいですか。
0:11:03	はい。
0:11:04	きます。
0:11:06	ちょっとまずSAで聞いたかったのは、本文事項を、もう結局考慮するっていうことしか書いてなくて、天端値のほうに行くと添付 8 のほうも結局考慮するっていうことしか書いて要は基本事項的な意味合いでしか書いてなくて、具体的に
0:11:22	その緊急時対策所についてどうするのかどう防護するのかっていうところまではそもそも許可事項の許可では記載されていないという理解でいいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:31	はい、小西です。先発のほうをだっとを位置的分散の話の後に実際に建屋内防護国内のSA設備は建屋内防護するとかっていう記載も見受けられるんですけど、そこら辺の話は特にあれなんですかね、関係ないんですかね。
0:11:49	基本的に
0:11:52	位置的分散による防護というものが大方針とありまして、その中で、そのうちで建家内防護だったりもあるんですけども。
0:12:02	今回記載しているのは、
0:12:04	位置的分散という事面、
0:12:07	記載をしている。
0:12:08	なるほど。規制庁ニシウチです。つまり許可の時点では、緊急時対策所っていうものをSA設備という緊急時対策所に関しては、
0:12:20	位置的分散これあれですかね、中央制御室等が一隻分散を図っているっていう理解でいいですかね。
0:12:26	はい、その御認識で結構ですっていうもので対応をしていますということですかねまず許可では、
0:12:34	はい、その通りです。
0:12:35	わかりました。その上でDBの設計基準対象施設としての緊急時対策所はどうなるかという等というところで説明を続けていただいてもいいですか。
0:12:45	はい、少々お待ちください。
0:13:10	dBにつきましてですけども、続きまして本文の3本で1028ページになります。トン分の5-28ページになります。
0:13:21	その中で外部からA-3で外部火災について、
0:13:27	説明をしております、
0:13:29	その中で、
0:13:30	先ほど、
0:13:33	外部火災の屋外影響設備については、
0:13:39	設計協に対して環境庁に対してばい煙及び有毒ガスの侵入を防止するため、
0:13:47	適切な対策を講じることで、安全機能を損なわない設計とすると。
0:13:52	いうことを記載しております。
0:13:55	それを受けて添付8ですけども、
0:14:09	原発で先ほど御説明させていただきました。
0:14:13	3本のページで457ページ。
0:14:16	なります。ばい煙安全6ポツ(6)で有毒ガスについても出ておるんですけども、同様に入って同様の記載をしております。その中でまた
0:14:29	地方制御室及び緊急時対策所うち保険については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:33	愛知取入遮断時の人員を守るために酸素濃度、二酸化炭素濃度の益であるべきかその話です。
0:14:43	いうことを、添付 8 で、
0:14:46	記載して、
0:14:48	記載は以上でございます。
0:14:51	規制庁ニシウチです。DB側の話も理解をしました津波にDBとして妥当緊急時対策所でクラス 3 ばと思うんですけど、クラス 3 と認識してるんですけど。
0:15:08	安全機能クラス 3 ですねすいません、安全機能クラス 3 だと理解をしてるんですけど。
0:15:14	クラス 3 も防護対象施設としてるんですけど、何かクラスワンツーを守る 0 クラス 3 については何か具体的な評価とか除外をしているような理解をしてたんですけど。
0:15:26	そこら辺でどうなってるんですけど。
0:15:28	はい。防護対象施設とはしております防護対象施設にした上で、防護対象施設です。はい。以上です。
0:15:41	うーん。
0:15:44	まだ許可段階では、具体的にクラスⅢについては守るって保証書いてあるんですけど。
0:15:54	はい、少々お待ち数該当ページを御説明します。
0:16:08	通し番号添付資料添付 8 の通し番号 441 ページですけれども、こちらで
0:16:18	外部火災防護施設というものを
0:16:21	入っておりますから 3 設備については、建屋内に防護することと、屋外設備については大方以内に設置することにより消火活動、
0:16:33	設置することを、消火活動等によりボックス
0:16:36	をしております。以上です。
0:16:40	等量開始規制庁ニシウチです了解しましたと。
0:16:44	そうするとDB設備としては、全体として、設計基準対象施設は、外部火災の二次的影響とかから守るっていう方針にまづなっていて、
0:17:00	で、その上で、原発の方に行くと緊急時対策所っていうの外気遮断はするっていうことが書かれているっていうことですね。
0:17:11	はいその通りでございます規制庁ニシウチですSAのほうに行くと、SAという観点でいうと、外部火災と火山影響っていうものに対しては位置的分散を図りますっていうことが基本事項として抱えていて、
0:17:28	っていう理解ですかね。
0:17:30	はい。通りです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:33	わかりましたと。
0:17:35	許可段階で何か質問とかありますか、規制庁がよろしいですか、一旦、
0:17:40	はい。
0:17:42	はい、じゃあねと工認の説明を続けてお願いしてもいいですかそれが工認に行くとき具体的にどう落ちてるんでしたっけ。
0:17:49	はい、少々お待ちください工認についてですけども、
0:18:05	ここににつきましては、本資料の2-9ページになります。
0:18:13	その中で(3)。
0:18:16	外部火災による二次的影響括弧ばい煙についてということで書いておまして、その中で、ばい煙が発生した場合、
0:18:24	今、居住性を確保するために、
0:18:27	規制庁に対するばい煙の侵入防止を図るために計算設置せ、
0:18:32	さらにということでそのあとでばい煙及び有毒ガスが発生した場合には、
0:18:38	居住性を確保するために、
0:18:41	外気を遮断するダンパの設置またはペーシより以遠及び有毒ガスの審議を防止する設計とする。
0:18:48	非常に具体的に記載をしております。以上です。
0:18:54	規制庁ニシウチです了解しましたと記載は主語がまずSA設備になってると思うんですけど、これSAについての説明という理解でいいですかね。
0:19:08	はい、その通りでございます。
0:19:10	でSA設備って意味での見解書って説明がまずなされていって、フィルターの設置ダンパーの設置、
0:19:19	1Aファンの停止って三つをしますって言っているということですか。
0:19:27	はい、その通りでわかりましたSAとしてはこうでDBとしてはどういう扱いなんでしたっけ工認上は、
0:19:37	日としましては、公認上はクラス一、二のものを防護対象施設。
0:19:44	そういうことを位置付けて説明をしているような状況になりますので、クラス3である今回の設備につきましては、工認では入っていないという状況になります。以上です。
0:19:54	ニシウチです。
0:19:58	さっきの許可時点だとクラスIIIも何か防護対象施設にしているような説明になってましたけど、そこはあれですかねちょっと記載が対大抵なかったのかちょっとあれですかね。実際はクラスワンツリーの主発電用現象施設の安全性に影響を与えるものを防護対象施設として一定ってことなんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:17	はい、その通りでございます。規制庁ニシウチです。なので公認上はDBとしての説明は入ってきていないという理解ですかね。
0:20:29	はい、ハードワイヤ規制庁ニシウチですわかりましたのでちょっとオオマサSAのほうに1回戻すんですけど、SAとしては許可段階では位置的分散を講じているということが書いてましたけど、それが工認に行くところですがその建屋内防護の話しか書かれてないんですかね知的分散の話はちょっと前とかの全体方針で書かれてるんですかね。
0:20:49	要はまず1的分散を図った上でこの建屋なフィルターの設置とかそういうものをしてるってということですか。
0:20:58	はい、西さんのご認識の通りで
0:21:02	まずは、
0:21:06	位置的分散を
0:21:09	があった上での対応ということになります。
0:21:15	位置的分散の記載はちなみにどこに書かれてますかね。
0:21:39	2-1 ページのところですけども、
0:21:44	3 ポツ、2 ポツ3 の防護すべき施設のところで、
0:21:51	SA設備につきましては、DB施設と同時に、
0:21:55	必要な機能を損なわないような衝撃を防護するということで、
0:21:59	同時に機能を損なわないということでセキ分散を考えております。
0:22:06	はい。規制庁ニシウチですと位置的分散っていうのは明確には出てこないってことですか。
0:22:20	。
0:22:27	なぜ少々お待ちください。
0:22:42	連絡に当たってございますと西側の明確にしておきます3というワードあっております。サービス。
0:22:54	規制庁ニシウチですけど、それはあれですかね基本設計方針とかにも出てこないってことですか。
0:23:02	なお私の理解だとまず大前提としては、位置的分散があつて基本設計方針でその旨をうたっていて、それを図った上で具体的に添付のほうに行くところをうたった上でさらに建屋内ああフィルタの設置とか、そういった遮断っていうのもやっているってことなのかなっていうふうに理解をしてたんですけど。
0:23:21	ちょっと認識が違いますかね。
0:23:23	すいません九州電力ミヤモトでございます。
0:23:26	申し訳ございません、本文、すみません、基本設計方針には位置的分散の記載はございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:33	説明が抜けておりました。申し訳ございません。添付 2 については、
0:23:43	MIについては記載しないような状況になっております。以上です。
0:23:48	規制庁ニシウチです了解しましたと。
0:23:52	だからこうまあ工認断面では、
0:23:56	許可のやつを踏まえ許可を踏まえた上で、DBとしてはクラスⅢで防護対象施設としていないので、特段の具体的な説明がなされていない。
0:24:08	でSAの観点では許可では位置的分散を講じるというふうな話をして一定で工認にて模式的分散を講じた上で、具体的なその外気遮断とかの話が書かれていると。
0:24:20	いう理解でここまで私はそういう理解できたんですけど、そういう理解でいいですか。
0:24:26	はい、その御理解でよろしい問題ないです。以上です。はい。規制庁ニシウチです了解しましてはここまで徹底強化購入含めても規制庁側から何かありますか。
0:24:41	規制庁スズキですけれども、
0:24:45	そう。
0:24:46	許可の、
0:24:48	内容とやっぱり工認の内容が
0:24:52	よくわからなくてですね。
0:25:01	どっかの。
0:25:03	DBの本部が
0:25:11	3本で言うと29ページ。
0:25:14	書いてあって、
0:25:16	外部火災による云々ということで、
0:25:19	何か屋外施設って書いてあるんですけど、途中から換気空調システムに対し、
0:25:24	ばい煙及び有毒ガスの侵入を防止するため適切な防護措置を講じることで、
0:25:30	安全施設の安全機能を損なわない設計とすることが屋内のことを言っていると思うんですけど。
0:25:36	これを
0:25:41	DB金対象MS3として安全機能を損なわないところに引っかけたとして、
0:25:47	電発Cの元本レート8-1-457ページから458ページを
0:25:58	見ると、
0:26:00	その措置としては、
0:26:02	dBとして緊急時対策所の換気空調系については、外気取入遮断、
0:26:10	次に、今年安全機能を損なわない設計とすると書いてあるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:16	先ほど工認のほうの説明をSAのところを説明してもらおうと。
0:26:22	フィルターで何かばい煙を
0:26:26	持ち込まないようにみたいになってるんだけど、DBとしてフィルタはないのにSE RENA突端突然フィルタが出てくるんですか。
0:26:47	ちょっとそこを説明していただけますか。
0:27:14	ちょっと待ってください。
0:27:38	規制庁ニシウチですけど九州電力聞こえてますか音声を
0:27:44	はい。超えております少々お待ちください。はい。
0:28:14	連絡員お伝え答えます。
0:28:17	洗掘資料の添付 8 につきましては、
0:28:28	基本的にクラス 3 設備につきましては建家内に入れるだったり、大型内に入れるという、そういうところで評価とかなっなどはしないというふうに整理しております、
0:28:41	添付 8 のそのそれ以降に書いてる今示しておりました 5 ポツで書いてあるところにつきましては、クラス 3 の設備については記載してないような状況になってます。
0:28:55	五つ緊待所につきましては人が居る可能性がありますので、こちらについては、当特別、特段、特別明記していたというような状況になります。
0:29:08	後任につきましては、
0:29:11	クラス 3 設備についてはもう記載してないような状況になりまして、SA設備について記載しております。
0:29:18	衛生設備について、どういう設計かというところを説明した文章になりますので、フィルター、
0:29:26	ダンパ安定したというところが出てきているというような状況になっております。以上です。
0:29:38	規制庁ニシウチですけどちょっと横からすみません。
0:29:43	ばい煙有毒ガス数っていう観点でフィルターも期待しているっていう理解でいいですか。
0:29:51	まずはフィデアすればいいだけでなく、
0:29:54	九州電力ミヤモトでございます、ばい煙に対しては、フィルターについても記載しております有毒ガスについて分けた状況できませんので、
0:30:03	期待してないというような状況になった頂点が規制庁ニシウチです。
0:30:09	だから結局許可のときには、dBとしては、まず守るっていうことだけは外気を遮断するっていうことだけを変えていって、
0:30:19	書いていましたと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:21	でSAの観点では様々の位置的分散を図りますっていうことだけを変えていたと。それが購入になったときに、DBとしては書いてないんだけどSAとしての具体的な話として、
0:30:31	フィルターも含めて書いていると。結局、DBとしてもやることとしては一緒ってことですか。
0:30:38	書いてないだけで、
0:30:43	或いはそっちを具体にはするけれどはいすいません規制庁ニシウチですけど、要はそっちを具体化するとフィルターの設置、フィルタあダンパーの遮断機ファンの停止っていう三つになるんだけど、実際許可上で書いてあるのは、
0:30:59	まず、外気遮断することで、あとは酸素濃度監視しますということだけは書かれているってそういうことですかね。
0:31:08	はい傾斜電力ミヤモトでございますはい、その御認識で結構でございます。規制庁西側です。規制庁ニシウチです続けたと言ってるわけですけど、そういう意味では
0:31:21	フィルタにちょっとどれくらい期待してるのかっていうのはちょっと聞きたかったんですけど、要は、
0:31:26	結局ダンパーで遮断するのであれば、パワーという気はしたんですけど。
0:31:33	そういう意味で許可では結局一義的に期待をしている外気遮断っていう話を書いていたってことなのかなと思ったんですけどそこら辺ってどういう整理のどういう理解なんでしたっけ。
0:31:53	はい九州電力ミヤモトでございます。基本的には外気停止によってばい煙等、
0:32:01	入らないようにということで考えております。議題につきましてはヒーターを設置することで軽減はできますので、そういうところで記載をしているというような状況になっております。以上です。
0:32:15	規制庁ニシウチです。一義的には外気遮断で達成をするっていう理解ですか。それともあわせて達成するようなイメージなんですかね。
0:32:25	九州電力ミヤモトでございます。記者団で発生するというような認識でございます。
0:32:31	以上です。規制庁ニシウチです了解しましたそこら辺の中程度感というか、何か一義的に何でっていう話がちょっとうまく表現をされてないような決まった気がしますが、そういう説明だという理解をすればいいですか。
0:32:47	YKT電力、根本でございます。はい。
0:32:51	認識でよろしいですね、よろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:54	はい。規制庁ニシウチです。そういう意味で許可時には外気遮断だけ書かれていたってことですよね理解をしました。ちょっとすみません横から破線でしたけど、
0:33:06	規制庁スズキで説明は理解しました。以上です。
0:33:14	規制庁ニシウチです。それでは、ちょっとここまでの話を踏まえて保安規定によってどうなるかって話をしたいんですけど。
0:33:28	ちょっとまずすみませんなんか外部火災の方を何か中心に話しちゃってましたけど、ここまで話は火山も共通的理解をすればいいんですかねまず。
0:33:36	はい傾斜電力ミヤモトですはい一つでございます。以上です。はい。規制庁ニシウチです。その上でですね、213 ページの審査資料で実際に今回の申請書の抜粋されたものがここに書かれてますけど、もう
0:33:53	まず、1 項で、
0:33:56	降下火砕物の侵入防止ってということで、そんな 2 段落目のところで今回の話が書かれてますけど、ここで言っている換気空調系の停止ってというのは、
0:34:07	さっきまで許可工認で話をしていた。
0:34:10	当DBとしての観点とSAとしての観点があったと思うんですけど、これは津波どっちを指してるんですかね、要はこの文章でいいとしているのはDBとしてDB設備としての観点なの改正設備としての観点なのか、それともその両方をさせているのかどちらかというかどうかという設備の説明になるんですかね。
0:34:32	九州電力ミヤモトでございます。両方を指して投資チャンスとして書いております。
0:34:38	以上です。
0:34:40	規制庁ニシウチです了解しましたので、
0:34:46	その上で、ここで言っている換気空調系の停止ってというのは、
0:34:52	さっきのフィルターの設置外気遮断ファンの停止って多分三つあったと思うんですけど、どれを指してるんですかね、それとも何か二つ以上を指しているような単純に一致しないのでちょっと明確に確認したいんですけど。
0:35:07	はい、九州電力ミヤモトでございます。
0:35:11	こちらしかしておらダンパの設置今閉止になるんですけどダンパー設置等ファン停止ということを意図して書いておりますファンの停止をすることで、ダンパも
0:35:23	となる。
0:35:25	設計になっておりますので、
0:35:28	ATOK調整することで、その二つが達成されるというふうに考えております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:35	規制庁ニシウチです。
0:35:38	ちょっと今の話がよくわからなくて、
0:35:44	結局期待をしているのは何かってところをまず聞きたいんですけど、さっきちょっときくと聞いたと思うんですけど。
0:35:54	まず書くべきなのは、表現すべきなのは何をもってその侵入防止を達成するかってところかなあという理解をしていて、
0:36:04	ちょっと今ファンの停止等のフィルターじゃなくて少なくともファンの停止とダンパーの
0:36:12	ダンパの遮断と二つたまったと思うんですけど、そのファンの停止をすることによって、ダンパも自動的に閉まる捜査員なるということと理解をしたんですけど。
0:36:24	ファンの停止をすれば、ダンパを閉止してなかったとしても、
0:36:29	進入防止は達成できるって説明だったら何か今の記載でも十分納得できる理解できるんですけど、結局ダンパーを閉止しないと進入防止達成できないんであれば、ダンパの閉止って方むしろ書くべきなのかなあという気はしたんですけど。
0:36:45	あとどういう理解でこういう文章書いてるんでしたっけ。
0:37:11	既設でミヤモトでございます。
0:37:13	いくつかの御指摘の通りですいません説明が
0:37:18	わかりづらかったんですけどもファンを停止することで流れがなくなりますので、進入は遮断できが防止できるというふうに考えております。
0:37:30	規制庁ニシウチです。
0:37:34	許可は許可の記載をそのまま読むとDBとしてDBの部分の許可の記載だと、外気遮断っていうワードがありましたけど、
0:37:44	ファンの停止で外気遮断っていうことを指しているってことですか。
0:37:52	はい、九州電力ミヤモトでございます。はい、その理解で結構でございます。規制庁ニシウチです。そうすると、
0:38:01	当ファンを停止しただけで入ってこないのかっていう説明が追加で欲しくなるんですけど、それはあれですかねその旧機構が
0:38:11	いわゆる吸い込み耐火壁みたいになっていて、垂れ壁たのかな。
0:38:16	こないだ現地確認でちょっと見させていただいたと思うんですけど、要は入り込みにくい急ぎなんですね 9 空気は流れがないと入っていかないような形状になっていて、ファンを停止すればそもそもその形状も相まって達成できるっていうことですか。
0:38:44	すいません少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:50	はい。
0:39:12	ミヤモトでございます。
0:39:17	侵入を防止するという考えではファンを停止することで流れがなくなりますので、その部分で
0:39:26	火山灰等が指名しないというふうに考えております。以上です。
0:39:32	規制庁ニシウチです。
0:39:35	火山灰に関しては、何か理解はできるんですよね。空気に対して質量が大きいので、シニアの沈降していく沈下していくと思うんですけど。ばい煙有毒ガスの方に関しても同じ説明でいいと理解をしていますが。
0:40:11	カミヤでございます。はい。基本的に
0:40:17	建屋内にファンおつさんによって引き込むということはなっていないので、
0:40:23	ばい煙だったり有毒ガスについても同様と考えております。以上です。
0:40:36	規制庁ニシウチです了解しました。
0:40:41	わかりました。それを踏まえてまずこの以降で侵入防止として換気空調系の停止、要はファンの停止っていうことを書いていますと、
0:40:51	調査先に移行だけ話進めちゃいますけど、じゃあ具体的にこの換気空調系の停止っていう操作対象が何を指しているかというところと214ページのところで、さっき読み上げていただいたように、
0:41:05	いわゆる非常用の空気浄化ファンの衛生設備の非常用空気浄化ファンだけじゃなくて、
0:41:11	いわゆるその常用系っていうんですかねって言えばいいですかね、この一般エリアを換気するものも含んだ記載ですってことですか。
0:41:20	自然のミヤモトでございますはい終わりで結構でございます。以上です。規制庁ニシウチです、その趣旨は、許可工認ともに同じ趣旨で表現をしていたものってことですか。
0:41:36	2006 ミヤモトです。はい、その通りでございます。以上です。
0:41:40	規制庁ニシウチです。あれですね実際に許可工認段階ではあれですかね実際に
0:41:48	外気の流れ、必要な概況の流れを全部止めるっていう趣旨でその時に常用系がもしも意図していたのかどうかちょっとあまり定かじゃないのかなと思うんですけど、少なくとも許可工認で言ってるのは外気を取り入れ、
0:42:01	入れない外気を遮断するっていうことを言っているので、今この運用段階で実際にそれを達成するためにはこの常用系も多数記載が必要だということだと理解をすればいいんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:14	はい、九州電力ミヤモトでございますはいその通りでございます規制庁ニシウチです了解しましたと。
0:42:22	了解しました。あとはちょっと気になってるのは、勤怠立上げるか立ち上げないかにかかわらず、この侵入防止はやるんですかね、それとも立ち上げてる時話立ち上げちゅうこれから立ち上げるっていう時にだけやるのか。
0:42:38	立ち上げないけど、こういった外部火災によるばい煙とかが発生をしているときにも念のためやりにいくのか、どういうイメージですかね。
0:42:49	はい、九州電力ミヤモトでございます事象発生時には、このような操作を
0:42:56	あるというふう考えております。
0:42:58	以上でございますが、規制庁ニシウチですそれはあれですかね緊対本部が立ち上がっていないときにモータ実施するというふうに理解をしていいですか。
0:43:10	はい、九州電力ミヤモトでございますはい、そう御理解で結構です。以上です。
0:43:15	。
0:43:16	規制庁ニシウチです。それはどういう観点で実施をするんですかね。緊待所が立ち上がっているときに実施するのは当たり前対策本部対策要員、本部対策読む方。
0:43:31	はい、教授あくまで許可工認で言ってるのは居住性の観点で話をしてるじゃないですか。
0:43:38	ただいわゆる緊対要員がいないときに実施をするっていうのはそれはどういう観点でやるんですかね、要はなんか許可工認以上にプラスでやっているようなイメージ勘定しているんですけどそれはそういう理解でいいですか。
0:44:01	すいません九州電力ミヤモトでございます。すいません。先ほどの説明間違っております、人が来る人が栽培するようなときに、このような操作をするように考えております。
0:44:15	規制庁ニシウチですそれは
0:44:20	緊対が立ち上げ合併いる時マネージこれから立ち上げるときは、緊対本部要員を守るために遮断しますっていう鋼等外気取り入れを停止します降下火砕物の侵入防止しますっていうことと理解をしたんですけど、立ち上がっていないとき、
0:44:37	いわゆる多分
0:44:39	会議室特化として使っているときですかね、いわゆる一般的な事務的なあなあ扱いをしているときにも実施するっていうことですか。
0:44:52	九州電力ミヤモトでございますはい人がいるというような場合には、提出する必要がありますので、停止確認ないしは停止操作というふうには考えております。以上です。規制庁ニシウチです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:07	趣旨はわかりました。あとはばい煙とか火山灰っていう観点でいう等機器への影響とかっていうのもあり得るのかなと思うんですよね、そういったところの観点では特に実施をしないということですか。
0:45:20	それはあれですかね状況を見て実施するとかそういうことになるんですか。
0:45:36	規制庁ニシウチですけど、同じ補足すると、人がいるときにやんなきゃいけないのは当たり前だと思うんですよね。あとは
0:45:46	実際にそういう機器への影響が
0:45:50	発生する。
0:45:52	ていうのがわかりきってるのに何か無駄だ何もしないのもなんていうのがちょっと気になったくらいなんですけど、そういったときには実施をするんですかね、それは実際の事象の程度かによってかかっていう形になるんですかね。
0:46:06	はい。
0:46:16	九州電力ミヤモトでございます。と通常時のこの開発常時に火山等が起きたときですけれども、通常時は先ほど御説明させていただいたファンにつきましては、当該ない場合は動いてないというような状況になりますので、
0:46:35	機器に対して悪影響を及ぼす、
0:46:38	動いてないので、火山灰等引き込まないので、機器に対しても悪影響がないことを考えております。以上です。
0:47:06	規制庁ニシウチです。
0:47:12	ちょっと単純な確認なんですけど。
0:47:15	結構緊対棟のファンてまあ、あの容量も大きいものだと思うんですけど、この常用のものも含めてですね、これは常に回っているものじゃなくて、その緊対棟内でなんかしら作業打ち合わせとかをする時点検作業とかするとき1回1回都度都度立ち上げるもので理解をすればいいんですか。
0:47:35	はい、九州でべくミヤモトでございますはいその通りでございますし、
0:47:46	規制庁ニシウチです。了解をしました。なので、ちょっとまた自分の理解をちょっとまとめさせていただきたいんですけど、保安規定で言っているこの侵入防止っていうのは、まず通常時はそもそも、
0:48:01	人がいないとき、
0:48:03	に関して言えば、そもそもまずファンが回っていないので、
0:48:08	要は何もしなくても侵入防止ば火災火山灰も外部火災のばい煙有毒ガスに関しても、すべて進入防止は達成できると。
0:48:20	まずそこはその理解でいいですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:25	はい、九州電力ミヤモトでございますはい、その通りでございますので、その規制庁ニシウチですので、その上で人が来るとき、要はそれは緊対の立ち上げをしてこれから人が集まら緊対本部要員が集まるようっていうタイミング
0:48:40	あとは緊対本部要員じゃなくて例えば点検作業員とか、あとは単純な事務的な会社の人が入るときとか、そういうふうに入るときには常陽ないし非常用盤オオマサの状況に応じてまた必要なものを立ち上げると思うんですけど。
0:48:57	それはそういう状況下においては、その動いてるファンの停止後はまとまっているファンがちゃんととまっているかどうかという確認をするっていう意味で以降に、
0:49:09	換気空調系の停止による侵入防止を実施するって書いてあると理解をしいんですかね。
0:49:18	はい、九州電力ミヤモトでございますはい、その御理解で結構でございます。
0:49:27	規制庁のニシウチでさのよく理解できました。で、その上で、火山に関しては、この機構っていうところで、緊対の居住性確保に関する対策っていう話があって、そこでさらに換気空調系停止中提唱した上で、
0:49:44	必要な扉の開放状態の確認と、または関係酸素濃度、二酸化炭素濃度の監視っていうのが追加できると思うんですけど。
0:49:53	これはあれですかね
0:49:56	火山事象に関しては、さっき言った侵入防止に加えて居住性確保の対策っていうのは特出しで書いているから書いていて、外部火災はそもそも緊対の居住性という観点を変えてない。
0:50:09	それから、外部火災の方にはこの記載は特に出てこないってそういう使い分けなんですかね。
0:50:16	本日の外部火災の方でその居住性確保に関する対策が出てこないのかなという疑問だけだったんですけど。
0:51:05	電力ミヤモトでございます。
0:51:09	内部火災につきましては、侵入防止というところまでを記載しており、後任などに記載しておりますそこまで多く添付補足設置を保安規定。
0:51:22	にも記載しているような状況であります。
0:51:27	ただにつきましては、機器につきましては、
0:51:30	この火山灰対応。
0:51:32	ということで、昨日居住性確保、
0:51:36	ことである。
0:51:38	扉の閉止扉の開口とか、そういうところまで規定しているというような状況になっております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:46	規制庁ニシウチです。
0:51:49	了解しました儘田火山の居住性確保はあくまで
0:51:56	火山対応でのバックフィットで、本件の審査基準と実用炉規則を改正をしていると思いますけど、その対応として
0:52:05	特出しをしているような形になっているという理解でいいですかね。
0:52:11	はい、九州電力ミヤモトでございますはいその通りでございます。規制庁ニシウチです了解しました。実用炉規則とか保安規程審査基準上だと多分緊対の確保って目に出てこないですけど、その審査の中で出てきたものって理解をしていますけどその理解でいいんですよ。
0:52:31	はい九州電力ミヤモトでございますはいその通りでございます。
0:52:35	はい。規制庁ニシウチです承知しましたと。
0:52:39	私たちは一定程度理解をできたので、ちょっとまず、お願いなんですけど。
0:52:48	この審査資料の補足説明資料の1とか1じゃないか2とか3とか2の上流文書からの
0:52:56	保安規定の記載方針っていう資料があると思うんですけど、その中にそもそもまず今のまばい煙とか火災、外部火災とかあと火山の話とか、そこら辺の話がそもそもまず内の記載がされてないのかなと思うので、まずしっかりその部分に説明をしてもらって、許可工認との関係っていうのを明確にして、
0:53:16	行った上で、この補足事項のところの設あの補足説明として具体的に
0:53:23	今私が確認して口頭で説明してもらったような内容を明確にちょっと起こしておいていただいていいですか。
0:53:31	はい、九州電力ミヤモトでございます。はい、突風
0:53:35	全般的に見直して再度固定させていただこうと思います。以上です。はい。規制庁ニシウチです。お願いしますでほかにはその別に上流文書化の落とし込みで何か抜けているというか、何か漏れているようなもの特にないかと思いますけども、
0:53:51	一応改めてしっかり確認をいただいて他にもその説明すべきものがもし書いてないとかいうものがあればしっかり説明をいただくようにお願いします。
0:54:00	私からは火山関係とあと外部火災のばい煙有毒ガス関係の手順のところは私から確認したいのは現状以上ですけど規制庁側からほかにもここまでありますか。
0:54:14	本庁側よろしいですか。
0:54:17	セキ調査か何かコメントありますかよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:24	一旦大丈夫ですかね。はい、また何かあれば最後まとめてお付けてください。すいません。はい、はい。最後にまたまとめてお願いします。では続けてちょっと等、
0:54:36	項目だけ説明された 212 ページと 213 ページの 1 から 4 のところなんですけど。
0:54:46	まず一つ目の緊急時対策所用発電機車に関する警報監視についてなんですけど、記載内容は理解をしました。
0:54:56	この監視操作盤っていうのが中に段落目の一番最後に書かれてますけど、この監視操作盤ってどこに置いてあるんでしたっけ、あの許可工認とかで説明されてましたっけ。
0:55:12	車両のカミヤです。
0:55:15	この監視操作盤につきましては、許可について特に説明はありませんで、設置場所につきましては別途緊急時対策所を指揮所の本部執務エリア内にあります。
0:55:29	以上です。規制庁ニシウチです了解しました。
0:55:34	ちょっと今までメインに説明されてないのであればちょっと図面とかを用いながら、ここにありますっていうことをちょっと明確に示してもらってもいいですか。
0:55:46	規制にはこのカミヤです。
0:55:48	この補足に関連操作盤の配置図の増等を追加したいと思います。以上です。はい。規制庁に周知ですお願いします。で、あとこの監視操作盤の目的だけなんですけど。
0:56:01	監視操作っていうからにはほかに多分関しないという操作をするようなものがあるのかなと思っていて、
0:56:08	例えば空気浄化設備とか金加圧設備とかの弁操作とかもこの監視操作盤でやるんですかね。他の版を使うんでしたっけ。
0:56:19	九州電力のカミヤで、どこの操作盤を使いまして、空気浄化ファンの起動と。
0:56:27	操作を行います。
0:56:29	規制庁ニシウチです。ちょっとですねそこら辺の具体的には添付 3 の SA 手順、
0:56:37	とか、あとは実際に SA 時に想定している操作手順がもしあるのであれば、それらに対してのちょっと補足説明資料っていう形でちょっとまとめて欲しいんですけど、要はそもそもこういう操作があって、こういう遠隔操作というのはこの監視操作盤で達成をします。
0:56:53	ていうような形でまず説明をいただいてその中の一つに緊待所用の発電機車から

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:00	Asano給油ポンプの警報監視っていうのがあっていう理解をしたんですけど、そういう理解でいいですかね。
0:57:07	電力のカミヤですとその理解で問題ありません。規制庁ニシウチです了解しましてはちょっとそういう全体像がわかるようにちょっとまとめていただければなと思います。
0:57:18	出続けて2ポツの有毒ガスへの影響のところなんですけど。
0:57:25	まず、現状の資料だと若干概略はよくわかるんですけど、若干不正確かなと思っていて、例えば予期せずとかの対応もあると思うんですよね。
0:57:38	予期せぬ有毒ガスへの対応とかもあると思うんです。
0:57:41	そういう意味ではちょっとお願いをしたいのは、代替緊急時対策所のときに提出いただいている有毒ガス関係の補足説明資料あると思うんです。
0:57:53	その中で具体的に通信連絡の体制とか、あとはこの防毒マスク空気呼吸具の設置場所とか、いろいろ説明されていると思いますけど、実際の保安規定上変更がないっていうことは、この審査資料別の審査資料で、
0:58:09	確認はできてるんですけど、サブとして変わる部分については、ちょっと同じものを準備して説明を確認をしたいなと思ってんですけどお願いしてもいいですか。
0:58:20	すでにこのエステー変更なってるなる部分については同様の補足説明資料を更新した形で添付しようと思っております。以上です。
0:58:29	はい。規制庁ニシウチですよろしく申し上げます。
0:58:34	先におなじ話でカミヤみたいな話が4ポツですね、213ページの4ポツのほうです。
0:58:45	一段落目でまず代替緊対から金対象を指揮所に変更になるにあたって特段隣接しているのを召集時間に変更はないと起こらよくわかったので、続けてまた以降でと緊対の立ち上げ手順っていう観点でも影響はないともこれもよく理解をできましたと最後に
0:59:06	保安規定の表20で具体的なあのSA対策における操作の成立性っていう表があると思うんですけど。
0:59:14	その中にこの緊対の立ち上げて10も出てくるとは思いますけど、実際は他にもういわゆるSEの現場操作とかたくさん種類があって、
0:59:24	で、緊対を出発点としてそういう操作場所に行きますよっていう操作も幾つかあると認識をしています。
0:59:33	で、そこに関しても、時間の変更はないよっていうことを明確に書いておいて欲しいんですよね。要は隣接しているのを結局影響はないというだけだと思うん

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ですけど、そういった部分で実際には変更になるよと。ただ保安規定上の変更はないよっていう部分を明確にしておきたいという趣旨なんですけど。
0:59:51	その観点での説明も追加していただいてもいいですか。
0:59:55	アイ・ケイ・ケイ九州電力のサナキです。コメント上階いたしました。表明事務の薄い所得説明させていただきますけど、表 20 のうち、先ほどニシウチさんが言われた通り、支店。作業の規定が変わるのは、
1:00:10	屋外作業、
1:00:13	のみになりますので、ちょっと時抽出という具体的なちょっと書かないんですけど、
1:00:20	基準値屋外作業にかかる作業については規定が変更になるものの代金相当緊対棟は一品隣接してる並べ相当で時間内に作業がおさまりますという旨ちょっと記載されると考えてございます。以上です。
1:00:37	はい。規制庁ニシウチです了解しました。よろしくお願いします。何か問題があると思っているというわけではなくて、ちゃんと確認者対象を明確に残しておきたいという趣旨ですよろしくお願いします。
1:00:49	はい、承知いたしましたであと 1 点だけすいません規制庁ニシウチですけども、212 ページの 3 ポツの部分なんですけど。
1:01:04	これはですねちょっと等、
1:01:07	趣旨を明確にしておきたかったってうだけなんですけど、
1:01:14	休日時間外は、
1:01:17	この重大事故等対策要員括弧初動号これ保修対応要員っていう言葉が続くと思うんですけど、この初版は常に常駐しているよう発電所内ないし発電所付近に常に常駐しててまっすぐに作業できるような資産の参集できて作業できる人たちのことを指しているっていう理解でいいですかね。
1:01:36	要は本規定の 12 条とかで常に確保すると言っている要員がこの SA 対策要員確保初動後ってを理解をすればいいですか。
1:01:46	はい、九州電力のサナキでございます。一井さんの認識の通りで、それ統合の要因については具体的には、発電所の近くに 10 協力売差になりますので、休日夜間等でも対応はできる。
1:02:03	確保している要因になります。以上です。
1:02:06	規制庁ニシウチです了解しましたので、この通常勤務時の総括班の要員っていうのは、それらとは別の者って理解ですかね。
1:02:16	要はを事象有効性評価とかで期待をしているような人員ではなくって、通常勤務時普通に発電所内とこにいるけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:26	事故時には自宅とかから適時参集をしてくる人達って理解をすればいいですか。
1:02:33	九州電力のサナキです。おっしゃる通りで具体的に総括班っていうのも、9電の社員なりまして、平日だと勤務してますので、
1:02:45	何か起こると層厚が担当して活動を行う。
1:02:49	要因となります。
1:02:52	以上です。規制庁ニシウチです了解しました、ちょっとそこら辺の農場注射とか等の関係が明確にわかるようにしといていただきたくて、許可のまとめ資料とかで、そこら辺の要因の種類とか説明されているものがあつたと思うので、
1:03:09	ちょっとそういうの抜粋しながら説明をいただければ幸いですようお願いしてもいいですか。
1:03:14	背景九州電力のサナキです承知いたしました。なので平日昼間の体制等は休日夜間の体制が比較してわかるように、ちょっと補足で追加したいと考えてございます。以上です。規制庁ニシウチです内容はよく理解できましたのでさ最後資料に落とすところだけよろしく願います。
1:03:34	切り出しました。
1:03:36	はい。とりあえず今回追加された説明資料の部分について私からは以上ですけど他に規制庁側からよろしいですかね。
1:03:46	はい。
1:03:47	それではあとちょっと追加で何点かなんですけど。
1:03:52	ちょっとこれはですね資料全般的な話になるんですけど、例えば、ちょっとすいません今今回追加された215ページとか、
1:04:03	116ページとかでまず表とかがあると思うんですけど。
1:04:08	割とですねなんていうんですかね、文章で説明している部分と、図表の位置が結構離れちゃってて、何ていうんですかね。資料を見るときに、単純にその方法。
1:04:18	見づらいというか、
1:04:20	文章読んで大分先にめくって何か図表があるのでちょっと資料構成がちょっと若干見づらいなあというところがあつたので、ちょっともしよければ今後でも構わないんですけど、できればその文章で説明していて、別の該当する図表とかを用いて文書が費の説明する場合とかはちょっと場所を近づけて欲しいなっていうこれはお願いです。すいません。
1:04:40	というのがまず1点です。これは今回から別にお問い合わせするものじゃないんですけど、今後できればちょっと御留意いただければお互い多分

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:49	資料も見やすくなって審査もスムーズになるのかなというふうになんてちょっと私個人としては感じましたということとご参考として受け取っていただければ幸いです。
1:04:58	あとはですね、
1:05:01	変更の理由になんてちょっと関係する話なんですけど。
1:05:06	審査資料でいうと、
1:05:09	もう1ページ目ですかね、一番最初のところ、
1:05:15	1ポツ変更の理由って書かれていって、
1:05:18	これ申請書にもそのまま書かれていると思うんですけど、
1:05:23	今回て厳密に言うと、その設置に伴う変更じゃなくて、まず設置しますよねと。その上で、代替緊急時対策所から緊対機能を指揮所のほうに移す。
1:05:37	から、こういう変更内容になるのかななんて思っていて、当たり前なんですけど。
1:05:42	何て言うんですかね、設置に伴う変更とだけ書かれちゃうと、
1:05:48	設定値G、
1:05:52	では指揮所と代替金が共存するパターンもあると思うんですよね。設置接地とだけ書きちゃうと、という意味でちょっとわかりにくいなんていう部分があったので、ちょっと機会があれば
1:06:03	もう少しその趣旨が明確にわかるように書いていただきたいなというのが2点目のお願いはこれもお願いベースですね。
1:06:09	一応補足説明書の一段落目のところで、大体金から緊待所指揮所に移って話を明確に書かれているので、もちろん理解はできるんですけど、わかりやすさの観点で、
1:06:20	次回以降低下今後同じような話があればっていう話でのお願いです。
1:06:25	3点目なんですけど。
1:06:28	これはちょっと若干、
1:06:32	今回申請されてない部分の確認をしたいんですけど、
1:06:38	保安規定の添付3-
1:06:42	表の14っていうところで電源確保に関する手順があると思うんですけど、今お手元にありますか。
1:06:51	シナ海においてです。はい。読みしております。
1:06:55	はい。
1:06:57	その中でですね一番最後のところに
1:07:02	燃料補給、
1:07:06	配慮すべき事項として日報Ⅱの燃料の管理っていうところに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:14	必要な燃料の備蓄量として、こういう示すこういう燃料を含めて管理しますと書いてあるんですけど、そん中に大体金も表 18 の代替金の話がちょっと出てきていて、ここで今回の申請で特段、
1:07:30	削除要は申請されてないので、このまま残っちゃうのかなと思ってるんですけど。
1:07:35	一方でここで言ってる燃料の管理って、
1:07:40	いわゆるタンクローリーの燃料の話をしているのかなと私理解をしていて、
1:07:45	今回緊対棟にも、
1:07:47	緊待所過去指揮所に機能移行するにあたって、
1:07:52	発電機車専用の給油ポンプを置くとしたので、このタンクローリーの管理対象からそれを外れたのかなと思っているんですけど、そういう意味でここが残って、
1:08:03	要は削除しない、ここが残るのはどういう理由なんでしたっけ。
1:08:07	っていうところでちょっとすみません、1 点目 2 点目 3 点目ちょっとまとめて説明話をおっしゃいましたけど、3 点目の今の話も含めて、1 点目 2 点目も何かあればまとめてお願いします。
1:08:20	はい、九州電力の井上です。まず 1 点目ですけれども、説明文と図を近づけるほうが見やすいということで、もしヒアリング等の中でずっと後から貼っていたという部分もありますので、ここにつきましては補足 5 を含めまして、わかりやすく、
1:08:37	修正していききたいというふうに思っております。
1:08:40	まず、
1:08:42	2. 次 2 点目ですね 2 点目につきましては変更の理由としてはおっしゃる通り設置。
1:08:48	だけでなく機能の移行というところも合わさった形での変更かなというふうに思っておりますので、
1:08:56	次回以降といいますか、それができればそうやっていきたいと思っております。続けてさ、三つ目になりますけども、表の 14 のところになりますが、日産おっしゃったように、
1:09:10	もともと代替緊急時対策所発電機タンクローリーで燃料補給しておりましたので、そこに関して他の手順等とですね合わせてしっかりと燃料 7 日分の保有するように管理することということで規程規定しておりました。
1:09:25	今回の緊急時対策所用発電機車というのが自前で 7 日間分の燃料を浮遊するようなタンクができておりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:32	おっしゃる通り、ご指摘の通りここは削除すべきと考えておりますので、今後ちょっと補正していきたいというふうに思っております。合わせまして変更の理由につきましてもですね
1:09:42	補正とあわせて反映していきたいなというふうに考えているところです。以上です。
1:09:49	規制庁ニシウチです了解しましたと。
1:09:53	了解しました。他にこういった箇所を、要は削除漏れというか反映漏れというか、そういったところはもうないって理解ですかね一応私も確認をしてるつもりなんですけど。
1:10:07	要するにこのイノウエです。現時点ではないとは思っておりますが、今遮へい社内でもですね最終的に確認をしているところになります。間口がありました。それとどちらにも不正に入れていきたいと思えます。以上です。
1:10:20	規制庁ニシウチです了解しましたよろしく申し上げます。
1:10:26	はい。私からは大きくは以上ですね。
1:10:34	はい。
1:10:36	規制庁側からほかに内容的な確認点等なければちょっとスケジュールの確認に移りたいなと思えますけどよろしいですか。
1:10:44	はい。
1:10:45	セキ会長何か全体通して内容的な意味でありますでしょうか。
1:10:55	できるじゃないように近くにありません。
1:10:59	規制庁ニシウチですありがとうございます。当九州電力から内容的なところで何かありますか、全体を通して、
1:11:08	自治大の井上です。こちらから特段ございません。
1:11:12	了解しました。それではスケジュールの確認だけ最後にさせていただきたいと思えますけども、
1:11:20	まず、今日お話をした補足説明資料の追加で情報充実いただくという作業がありつつも後は補正がさき多分発生するのかなあというふうに思いましたけど、そういった補正等または審査資料の充実というものが大体いつごろになりそうかっていうふうに進め、
1:11:38	稜と考えているのかというところの説明をお願いします。
1:11:45	九州電力の井上です。補正につきましては来週月曜日 18 日に申請させていただければと思っております、補足説明資料につきましても、
1:11:57	ご意見いただきましたところを反映してですね一緒に提出できればというふうに考えているところです。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:06	規制庁ニシウチです。終わり等、早いイメージですけど、そういう意味ではどちらかという
1:12:15	今回の補足補正の内容って多分削除も例だと思うんですね単純なもどちらかというとその確実に他にないよねっていうところを確認していただいた上で補正をいただく必要があるのかなと思いますので、そこをしっかりとった上で18日にできるということであれば了解をしましたというところだけ、
1:12:34	その二階は認識を共通認識持つって理解でいいですかね。
1:12:39	九州電力イノウエです。他にない補正内容がないというところをしっかりと確認いたしまして、18日の補正を目指して頑張っていきたいというふうに思っております。
1:12:49	以上です。
1:12:51	はい。規制庁ニシウチです了解しましたスケジュールに関して規制庁側から何か。
1:12:57	セキ調査か何かありますでしょうか。
1:13:01	ニシウチ申した通りなので、私たちも、
1:13:06	今まで1回確認をした上で、ある程度言ってますので、最後お互いにきちんと確認をして
1:13:17	間違いがないということをですね確認したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。その上で私たちは分科会を判断することになって進むということになると考えていますよろしくお願ひします以上です。
1:13:32	うん、はい。規制庁ニシウチですありがとうございます。今の話も含めて九州電力からスケジュール全体通して何かよろしいですかありますか。
1:13:43	津浪の上で、
1:13:45	こちらから特段ございません。
1:13:48	はい。規制庁ニシウチです。こちらも特によろしいですかね。
1:13:54	はい。
1:13:54	それでは今日のヒアリングはこれで終了としたいと思いますありがとうございますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。